

みなし指定事業者における留意事項について

みなし指定事業者においても、総合事業（現行相当サービス）の実施に当たっては、次のとおり準備等が必要となりますので、ご注意ください。

1 運営規程の作成等

平成28年4月の事業開始前に総合事業（介護予防訪問（通所）介護相当サービス）の「運営規程」を作成し、定めておく必要があります。

基本的には、現在の各事業所の「介護予防訪問（通所）介護」の運営規程を準用し、「介護予防訪問（通所）介護」を「介護予防訪問（通所）介護相当サービス」に置き換えていただければ結構です。

※運営規程の制定に当たって、理事会等の承認を得ている事業所は、作成の時期に十分ご注意ください。

※指定申請の手引き（資料2-1）において、ひな形を示しますので、作成の際の参考にしてください。

また、訪問（通所）介護同様の取扱いとして、事業所内の見やすい場所に「運営規程の概要」、「職員の勤務体制」、「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」、「その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項」を掲示しておく必要があります。

2 契約書及び重要事項説明書の作成

平成28年4月の事業開始前に「運営規程」同様に総合事業（介護予防訪問（通所）介護相当サービス）の「契約書及び重要事項説明書」を作成し、定めておく必要があります。

また、現在の「介護予防訪問（通所）介護」の利用者が、「総合事業（介護予防訪問（通所）介護相当サービス）」に移行する際には、新たに作成した「総合事業（介護予防訪問（通所）介護相当サービス）の契約書及び重要事項説明書」により、利用者及び家族に説明し、契約を取り直してください。

※指定申請の手引き（資料2-1）において、ひな形を示しますので、作成の際の参考にしてください。

3 辞令等における勤務するサービス・職種等の記載

平成28年4月からの職員の辞令書、雇用契約書においては、従事するサービス名として、「（介護予防）訪問（通所）介護」だけでなく、「総合事業（介護予防訪問（通所）介護相当サービス）」も記載し、また、その職種も忘れずに記載してください。

4 定款への記載について※H30.3.31の指定更新申請までに完了しておくこと

総合事業の実施に当たっては、事業実施の根拠として、法人の定款に総合事業を実施する事業として記載する必要があります。

なお、みなし指定においては、申請不要のため、定款の提出は求めませんが、みなし指定の更新の際には、定款に総合事業の実施が記載されている必要がありますので、更新申請を行うまでに、定款に次の記載例のように事業を記載するようお願いします。

※定款への事業の記載例

- ・介護保険法に基づく第1号訪問事業
- ・介護保険法に基づく第1号通所事業